

平成30年第4回農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年4月24日(火)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時04分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前10時07分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	吉澤 眞吉	出席	1	齋藤 美佐夫	出席
	2	鈴木 健一	出席	2	長澤 いと	出席
	3	関山 功一	出席	3	吉田 敏雄	出席
	4	進藤 貴一	出席	4	大久保 要夫	出席
	5	小野田 憲司	出席	5	細井 和夫	出席
	6	小島 俊雄	出席	6	渡邊 明子	出席
	7	八木橋 健一	出席	7	飯田 孝	出席
	8	江原 勝	出席	8	安野 和好	出席
	9	井上 日出巳	出席	9	山岸 良一	出席
	10	岩上 賢	出席			
	11	荒井 肇	欠席			
	12	白石 富子	出席			
	13	江口 泰夫	出席		出席者	22名
14	大山 峰夫	出席		欠席者	1名	
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者			
事務局	事務局長	嶋崎 徹	主幹	手島 淳		
	主査	齋藤 鏡子	主事	新井 政貴		
	主事	千葉 駿介				
説明員	主幹	手島 淳	主査	齋藤 鏡子		
	主事	新井 政貴				
会議次第	別添のとおり		配布資料	別添のとおり		

審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (2) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (4) 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び活動計画（案）について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 平成29年農地移動状況について
- (4) 平成30年度事業関係予算について
- (5) 平成30年度白岡市農業委員会活動計画（案）について
- (6) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	<p>皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、平成30年第4回農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>まず始めに、4月の人事異動により職員の異動がございましたので、異動となった職員について紹介させていただきます。</p>
局長	職員紹介（省略）
局長	続きまして、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	<p>本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願ひいたします。なお、傍聴人に申し上げます。</p> <p>お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。</p>
局長	<p>現在の出席委員は農業委員13名、推進委員9名でございます。</p> <p>農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時04分】</p>
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第4回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に白石委員、江口委員を指名いたします。

日程第1 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議長	日程第1 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	<p>議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回の案件は1件でございます。</p> <p>総会資料の2から3ページ目をご覧ください。</p> <p>番号1につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>申請書類を確認したところ、譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積151a、農業従事者は2人、農業従事日数は250日、農機具については、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台、スピードスプレーヤー1台を所有しています。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

議長	<p>説明が終了しました。</p> <p>本来はこのまま審議を始めるところですが、本案は、長澤推進委員の親族に関する事項となりますので、総会への出席は農業委員会等に関する法律第29条に基づきお願いしているところではありますが、議事の公正を確保するため、審議の間、長澤推進委員は一時退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[長澤委員、一時退室]</p>
議長	<p>これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p>
議長	<p>番号1につきまして、白石委員から報告をお願いいたします。</p>
白石委員	<p>番号1について4月17日に現地を確認しました。現地案内図の1ページを御覧ください。</p> <p>現地は農地として耕作されており、また、譲受人の所有する農地についても全て農地として耕作されていました。譲受人の農機具等についても、大型機械を全て所有しています。</p> <p>ついでには、今後も耕作されると判断しましたので、皆様の審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第6号については、原案のとおり決定します。長澤推進委員は入室してください。</p> <p style="text-align: center;">[長澤推進委員、入室]</p>
<p><u>日程第2 議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について</u></p>	
議長	<p>日程第2 議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について を議題といたします。</p> <p>本案は、日程第3 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について と関連がありますので、一括して内容説明及び現地確認の報告を行います。なお、審議については議案ごとに審議を行います。</p>

議長	それでは、事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について 及び 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回の案件は共に1件でございます。
事務局	<p>総会資料の4から6ページ目をご覧ください</p> <p>本案件につきましては、当初事業計画者が平成11年に転用許可を受けた後、建設業者との意見の相違から施行を断念した該当地について、継承人が、使用貸借権を設定し、住宅敷として使用したいと考えたため、計画変更申請及び転用許可申請がなされたものです。</p> <p>継承人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、手狭になり、自分たちの家を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>
議長	説明が終了しました。これから現地確認の報告を江口委員にお願いいたします。
江口委員	<p>番号1について4月20日に現地を確認してきました。現地案内図2ページ目を御覧ください。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は住宅地として使用されており、今後も市街地として発展していく可能性が高い地域です。500m程のところには南小学校があります。</p> <p>なお、転用理由については事務局の説明のとおりですので省略します。</p> <p>申請地は現在農地として使用されており、違反等はありません。</p> <p>以上から、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。</p> <p>御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑なしという声あり]</p>
議長	質疑なしと認めます。
議長	<p>お諮りします。本案については、計画変更承認相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
議長	異議なしと認めます。よって議案第7号については、原案のとおり決定します。

議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見について

議長 日程第 3 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。

内容及び現地確認については、議案第 7 号で説明がなされたとおりです。

議長 それでは、議案第 8 号につきまして、御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑なしという声あり]

議長 質疑なしと認めます。

議長 お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第 8 号については、原案のとおり決定します。

日程第 4 議案第 9 号 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び活動計画（案）について

議長 日程第 4 議案第 9 号 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び活動計画（案）について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局 議案第 9 号 農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び活動計画（案）について、事務局から御説明いたします。

事務局 内容の説明の前に、訂正箇所について連絡させていただきます。

別紙 2 「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の 8 ページ VI 4 「農地台帳の整備」の「整備対象農地面積」について、983 m²と記載しておりましたが、977 m²へ訂正をお願いいたします。

事務局 それでは、内容説明に入らせていただきます。

農委法第 37 条において「農業委員会事務の実施状況を公表しなければならない」とされており、公表する事項の 1 つとして今回の様式が定められています。（平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農林水産省経営局長通知による）

例年、総会資料で配付し、事前に確認していただいておりますが、今回も同様に確認していただいていたところですが、お陰様で事前に修正等の連絡がなかったため、変更箇所は無いものと認識しております。ただし、農業委員の方や推進委員の方には初めての方もいらっしゃいますので、念のため簡単に説明させていただきます。

事務局

別紙2「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」について御説明いたします。

点検・評価については、昨年度作成した、29年度の活動計画に基づき、29年度の実績と達成度等を記載しています。

○Ⅰは「農業委員会の状況（H30.2.1現在）」です。

- ・1「農業の概要」のデータ（数字）は5年に1度の農林業センサス及び、経営耕地面積は毎年度、農水省で公表されるデータに基づいています。
- ・2「農業委員会の現在の体制」は、委員の改選前と後の各項目の内訳です。

○Ⅱは「担い手への農地の利用集積」です。

- ・1「現状及び課題」は、計画時の数字や課題となっています。
- ・2はタイトル通り、平成29年度の目標及び実績です。
- ・3もタイトル通り、昨年度掲げた活動目標と、29年度の実績です。
- ・4は、掲げた目標に対する評価（目標の立て方が適切だったのか等。）と、活動に対しての評価（29年度に実施した活動は適切だったのか等。）です。

○Ⅲは「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」で、記載の仕方は、Ⅱの「担い手への農地の利用集積」と同じ流れで、計画に対する実績を記入しています。

○Ⅳは「遊休農地に関する措置に関する評価」です。

○Ⅴは「違反転用への適切な対応」です。

○Ⅵは活動計画にはない項目で、活動の点検・評価の際、作成するものとなります。内容としては、農地法第3条の許可状況や農地転用許可に係る処理状況と農地所有適確法人、情報の提供（国等への調査協力等）の実績です。

○Ⅶは、示されている2つの項目に対しての地域農業者からの要望や意見ですが、これは、日々の業務の中で聞かれる地域農業者の声をまとめたものとなります。

○Ⅷは、「事務の実施状況の公表等」で、実施状況についてホームページでの公開を定められている3項目についての実施の確認です。

事務局

次に、別紙1「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の計画（案）」について説明いたします。

○Ⅰは「農業委員会の状況（H30.2.1現在）」です。

- ・1「農家・農地等の概要」のデータ（数字）は5年に1度の農林業センサス及び、経営耕地面積は毎年度、農水省で公表されるデータに基づいています。活動点検・評価でも使っている数字となります。
- ・2「農業委員会の現在の体制」は、委員の現在の体制です。

○Ⅱは「担い手への農地の利用集積」です。

- ・1「現状及び課題」は、計画時の数字や課題です。
- ・2はタイトル通り、平成30年度の目標及び活動計画です。

○Ⅲは「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」で、記載の仕方は、Ⅱの「担い手への農地の利用集積」と同じ流れで、現状や活動計画等を記入しています。

事務局	<p>○Ⅳは「遊休農地に関する措置」です。</p> <p>○Ⅴは「違反転用への適切な対応」です。</p>
事務局	<p>昨年度は県への報告時期が遅かったため5月の総会で審議いたしました。今年度は報告時期が早まったため、4月総会にて審議を行いました。</p> <p>なお、活動の点検・評価で報告する実績の数字については、県の指示に従い集計し記載しています。今年度は、市のホームページで公開する前に、県がチェックすることになっています。考え方等に変更があり、報告する内容に大きな変更が生じる場合は再度、総会で報告させていただき、軽微なものについては事務局で対応いたします。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
細井推進委員	<p>1 ページ目の耕作面積が977ha、2 ページ目の管内の農地面積が983ha、13 ページ目の管内の農地面積が1,015haとなっていますが、これはどのような理由でこうなっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>2 ページ目の管内農地面積につきましては、977haが正しい数値となります。また、これまでの集積面積と集積率につきましても、107ha、11.0%が正しい数値となりますので、併せて訂正をお願いいたします。</p> <p>いくつか連動して数値を修正する箇所がありそうですので、事務局で再度確認しまして、後日資料を差替えさせていただきたいと思っております。</p>
山岸推進委員	<p>耕地面積、経営耕地面積、遊休農地面積、農地台帳面積とありますが、経営耕地面積とはどのようなものなのでしょうか。耕地面積と関係があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>経営耕地面積については、農林業センサスという各家に5年に1度の頻度で行われている調査で得られたデータに載っている面積となります。</p> <p>台帳面積については、農業委員会事務局で管理している農地台帳に載っている面積になります。</p> <p>中には違反転用してしまってから時間が経ってしまい、所有者の方はその土地が農地だとは知らないという場合等もありますが、このような場合には農業委員会では地目から農地と判断することになりますので、このような理由で数値に差が出ているのではないかと考えられます。</p> <p>なお、過去には経営耕地面積に農家台帳の面積を記入していたのですが、昨年度から農林業センサスに基づいて記入するように新たな指示がありまして、面積が大幅に変わっております。</p>
山岸推進委員	<p>まだわからないところがあるのですが、耕地面積の数値が農地台帳面積の数値より多くなっている部分があるのはどうしてなのでしょう。</p>
事務局	<p>確かに田については耕地面積より農地台帳面積の方が少なくなっておりますが、これは農家台帳では登記地目に基づいて集計しているのに対して、耕</p>

事務局	<p>地面積は地権者の報告に基づいて集計しているのですが、その差異が数値として表れているのではないかと考えられます。統計の数値についてはこちらで集計しているものではないので集計内容の詳細についてはわからないのですが、おそらくこのような理由だろうと考えております。</p>
山岸推進委員	<p>わかりました。</p>
井上委員	<p>経営耕地面積が何を表しているのか、どのようなものか教えてください。</p>
事務局	<p>この資料を作成するための説明書には、経営耕地面積へは農林業センサスに記載されている耕地面積を記入するとされておりまして、それに基づいて記入している数値となります。</p> <p>どのようなものかにつきましては、勉強不足で申し訳ありませんが、統計担当の方に確認する等して、後日回答させていただければと思います。</p>
議長	<p>お諮りします。本案については、(案)のとおり決定することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第9号については(案)のとおり決定します。</p>
議長	<p>以上をもちまして、議案第6号から第9号に係る全ての議事を終了いたします。</p>
議長	<p>引き続き協議報告会を開催いたします。</p>
<p><u>協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p>	
<p><u>協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p>	
議長	<p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、及び協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は1件でございます。</p> <p>番号1につきましては、老人ホームのための転用です。</p>
事務局	<p>協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は4件でございます。</p> <p>番号1につきましては、保育園のための転用です。</p> <p>番号2から3につきましては、住宅敷のための転用です。</p> <p>番号4につきましては、老人ホームのための転用です。</p>
議長	<p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。</p> <p>御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>

岩上委員	協議報告事項 2 番号 1 の現地案内図を見ると、対象地は細長く歪な形をしているように見えますが、これで保育園を経営できるのでしょうか。土地利用等について詳細をお聞きしたい。
事務局	隣接した、地目が山林の土地と一体的に利用する計画のようです。なお、山林部分については農地ではないので、届出には挙がっていません。
岩上委員	分かりました。
議長	ほかに質疑等ございませんか。 [質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 3 平成 29 年 農地移動状況について</u>	
<u>協議報告事項 4 平成 30 年度事業関係予算について</u>	
<u>協議報告事項 5 平成 30 年度白岡市農業委員会活動計画（案）について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項 3 から 5 について事務局から一括して内容説明をいたさせます。
事務局	平成 29 年 農地移動状況について御説明いたします。P 11 の資料です。 1 「法第 3 条による耕作目的の権利設定・移転」は、農地を農地のまま権利移転する手続きで、平成 29 年については案件がありませんでした。 2 「法第 18 条の貸借の終了」は、農地の賃貸借の合意解約で、件数 13 筆、田畑合計面積 127 a（1.27 ha）。 3 「農地転用」（1）条項別は、調整区域等の農地転用許可申請と、市街化区域の農地転用届出の件数と面積の集計で、所有権移転を伴わない 4 条許可は案件無し。所有権移転を伴う 5 条許可が 72 筆、195 a。所有権移転を伴わない 4 条届出が 13 筆、38 a。所有権移転を伴う 5 条届出が 356 筆、444 a となります。合計は、441 筆、面積 677 a です。 4 「農地転用」（2）用途別は、市街化区域、調整区域、それぞれの農地転用用途別の件数、各用途の比率、面積の集計で、合計の 677 a のうち、約 65% が住宅用地で、2 番目が、約 29% のその他（資材置場や駐車場等）の転用です。 5 「農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動」の（1）権利の設定・移転は、利用集積で賃貸借、使用貸借、それぞれの件数、面積の集計で、合計が 335 筆、2,545 a です。 6 「農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動」の（2）利用権の期間満了による終了は、利用集積の貸借期間が到来し、更新しなかった農地の件数、面積の集計で、合計 347 筆、面積 2,784 a です。
事務局	続きまして、平成 30 年度事業関係予算について御説明いたします。

事務局	6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費といたしまして、35,773,000円となっています。詳細につきましては、予算書のとおりです。
事務局	平成30年度白岡市農業委員会活動計画(案)について御説明いたします。 P22が今年度の農業委員会の活動計画となります。内容は記載のとおりなので、説明は省略させていただきます。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑なしという声あり]

協議報告事項6 その他

議長	質疑もないようですので、協議報告事項6その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	農政対策委員会の開催についてですが、5月17日(木)午後1時30分からとなります。
事務局	農業委員会活動記録の提出についてですが、提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
事務局	来月の農地改良等現地パトロールについてですが、4月29日～5月26日までの4週間分の担当です。それぞれの区域の担当者の方は、総会後などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
事務局	来月総会についてですが、5月24日(火)午前9時からとなります。 議事録署名委員の白石委員、江口委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
事務局	今月の発表について、担当の委員からお願いします。
江原委員	下大崎地区を農地パトロール等で回っておりますと、休耕地が目につきます。農政課と相談・協力を行ったりしながら、なんとか休耕地を減らしておりますが、農家の高齢化が進んでおりました梨の農家も減っております。 昔は50件程度あった農家も今では13件ほどとなっております、かといって新規ですぐに始められるというわけではなく研修等も必要となりますので、このままでは大山の梨という名前も消えてしまうのではないかと心配しております。農業委員会で力を合わせて動いていければと思います。
飯田推進委員	私が就農してから7年程経ちましたが、2・3年前くらいに群馬県の明和町の梨農家の方々と交流がありまして、その中に実家は梨農家ではない方がいらっしゃいました。 その方から話を聞き、調べたときに見つけた資料がありますので、これについて話をさせていただきます。 後継者不足等から栽培されなくなった梨園が増えてきており、新規参入者による栽培が検討されていたが、地域外の人に貸すのが不安、途中で放り出

<p>飯田推進委員</p>	<p>されて返されたら困る、などといった声があり、農水省技術普及課や役場が間に入って平成17年から環境の整備を始めた事例です。</p> <p>白岡市でも、平成17年には約80haあった梨畑が平成27年には約40haまで減少しており、さらに3年経った現在ではさらに減少しているのではないかと思います。</p> <p>資料の3 普及活動の経過の欄には色々と苦労話がかかれていて、(1)では、安心して農地を貸し出せるよう、普及課と役場が連携して支援を行ったこと、(2)では、途中で放り出されないよう産地、普及課、役場が面接・研修を通して人柄を確認したことがかかれています。</p> <p>また、(1)・(2)については産地の不安を解消するために行ったことですが、(3)では就農する人のための環境整備について行ったことがかかれています。</p> <p>(4)では、体制整備が終わっても梨畑を貸してくれる人が現れなかった実情についてかかれています。ここが一番難しかったそうですが、高齢で梨園を止めようと考えている生産者に理解を求めて何とか1戸のモデル農家を確保することができ、新規参入者の受け入れが進み始めたようです。</p> <p>次に実際に新規参入希望者が現れたあとのことですが、新規で梨を営農するといっても、最初から大規模な面積を貸借することはできず、まずは2反未満程度で始めることとなります。しかし、これでは生活がなかなか成り立ちませんので、就農支援資金等を利用してしながら営農を行っていったようです。この制度は白岡市でも利用できる制度であり実際に、利用している方もいらしたかと思います。</p> <p>この普及活動の成果として、次第に貸し出し用の梨園が増えていったり、農地や空き家などの情報が集まるようになっていったりといった効果もあったようです。</p> <p>白岡市の菁莪・大山地区の地域活性化プロジェクト等で農地や空き家が問題になっているので、明和町の案件が参考になればと思います。</p> <p>大山地区でも梨が減ってきているので、白岡市でも梨を作りたい人が白岡市に来て就農できるような環境を作っていければいいなと思い、今回の話をさせていただきました。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。</p> <p>[質疑等なしという声あり]</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【終了 午前10時07分】</p>